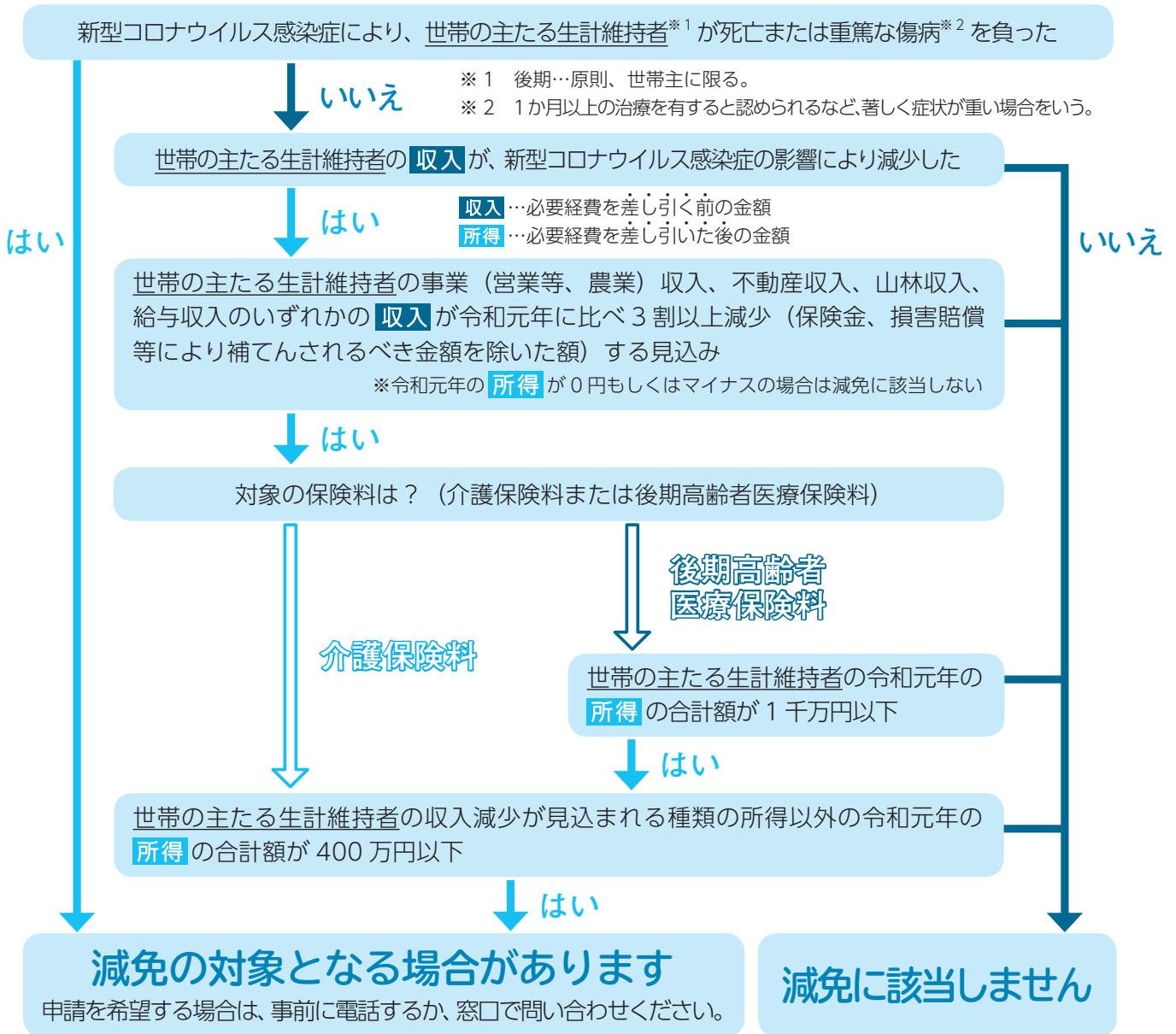


新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が一定程度減少した場合、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。次のチャートで確認してください。



減免の対象となる保険料

令和元年度分・令和2年度分の保険料のうち、納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日のもの

申請方法

申請には収入状況を確認できる書類が必要です。詳細は市ホームページで確認してください。



▶ 介護保険料の減免について



▶ 後期高齢者医療保険料の減免について

申請期限

令和3年3月31日

問い合わせ

■ 介護保険料に関すること

高齢福祉課 介護保険係 ☎ 62 - 2510（内線 2122）

■ 後期高齢者医療保険料に関すること

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 025 - 285 - 3222

健康推進課 後期高齢係 ☎ 62 - 2510（内線 2180）